

自衛艦の搭載武器等の部品調達（製造）（誘導武器の部）契約希望者募集要項（公募）の一部変更について

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長

下記の公示内容を変更します。

記

艦補処公示29第11号（29. 2. 6）中
掲載番号038
を削除する。

艦補処公示29第11号
平成29年 2月 6日

自衛艦の搭載武器等の部品調達（製造）（誘導武器の部）契約希望者募集要項（公募）

平成29年度、30年度、31年度における自衛艦の搭載武器等の部品調達（製造）（誘導武器の部）の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長

記

1 調達品目

平成29年度、30年度、31年度における自衛艦の搭載武器等の部品調達（製造）（誘導武器の部）

内訳は、別紙のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(5) 応募時点において有効な競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の資格を有する又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者

(6) 当該部品製造に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。

ア 対象とする部品の製造に必要十分な生産設備

イ 計測器、試験装置及び専用治工具類を有し、検査等に十分な設備

ウ 所要の貸付品、寄託品及び官給品を保管するための倉庫

(7) 当該部品製造の実施に関し、必要な次の体制・能力を有すること。

ア 応募する品目及び接続機器が必要とする規格、品質により製造が可能であること。

イ 特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を契約履行時に使用可能であること。

ウ 当該部品製造に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。

エ 当該部品製造に対応した防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。

オ 関係法令等に適合した安全管理体制を有すること。

(8) 法令の許可

別紙に掲げる「備考」の欄に指定がなされている場合は、応募現在当該法規等の許可を受けているか、履行までに確実に許可を受けられる者

(9) 納入後の不具合発生時、迅速かつ、継続的に対応可能であること。

(10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

3 参加表明

応募する者は、別紙様式第1に示す「参加表明書」及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、過去5年以内に艦船補給処が実施した別件の公募において同一の資料を提出した者で、資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分に係る技術資料を提出することで、契約実績一覧表を除き、次に示す資料の提出を省略することができる。

ア 当該品目又は同等の契約実績一覧表（別紙様式第2）及び契約書（請書を含む。）の写し。
（直近の過去5年間における最新の5件。5件に満たない場合は該当する全件とし、実績がない場合は省略できる。）

イ 当該部品製造に必要な次の設備又は同等の設備を有することを証明できる資料

(ア) 対象とする部品の製造に必要な十分な生産設備

(イ) 計測器、試験装置及び専用治工具類を有し、検査等に十分な設備

(ウ) 所要の貸付品、寄託品及び官給品を保管するための倉庫

ウ 当該部品製造の実施に関し、必要な次の体制・能力を有することを証明できる資料

(ア) 応募する品目及び接続機器が必要とする規格、品質により製造が可能であること。

(イ) 特許等工業所有権が必要な場合は、当該特許等工業所有権を契約履行時に使用可能であること。

- (ウ) 当該部品製造に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。
- (エ) 当該部品製造に対応した防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。
- (オ) 関係法令等に適合した安全管理体制を有すること。

エ 別紙に掲げる「備考」の欄に指定がなされている場合は、応募現在当該法規等の許可を受けているか、履行までに確実に許可を受けられることを証明できる資料

オ 納入後の不具合発生時、迅速かつ、継続的に対応可能であることを証明できる資料

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

〒237-0071

横須賀市田浦港町無番地

046-822-3500 (内線6315)

(2) 提出期間

29. 2. 6 (月) ~ 29. 3. 8 (水)

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制、設備が整った場合は参加表明することができ。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

ア 窓口：海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

イ 時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料各1部

(5) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

6 技術資料の審査等

(1) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

(2) 技術資料の提出者は、技術審査を行う部隊・機関の担当者から検査・修理設備及び体制等の調査のために協力依頼があった場合には、当該工場等（下請負者の工場等を含む）への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

7 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を、応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面

をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

イ 時間：直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで、ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求められた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、分任支出負担行為担当官に行うことができる。

「自衛艦の搭載武器等の部品調達（誘導武器の部）」公募件名一覧表

番号	公募件名	製造会社名	備考 (適用機器代表例等必要事項)
1	ミサイル発射装置3形(発射機, 装てん機)用部品	(株)日本製鋼所	
2	ミサイル発射装置3形(発射機, 装てん機を除く)用部品	(株)日本製鋼所	
3	短SAM自動装てん装置 AMLS用部品	(株)日本製鋼所	
4	62口径5インチ砲用部品	(株)日本製鋼所	武器等製造法
5	54口径127mm速射砲用部品	(株)日本製鋼所	武器等製造法
6	62口径76mm速射砲用部品	(株)日本製鋼所	武器等製造法
7	高速水上標的()用	JMU ディフェンスシステムズ (株)	
8	5インチ砲弾薬積込装置	カヤバシステムマシナ リー(株)	
9	自走式水上標的システム用部品	キネティック・ターゲット社	
10	電子計算機 AN/UYK-43-N()用部品	三波工業(株)	
11	電子計算機 AN/UYK-44-N()用部品	三波工業(株)	
12	入出力盤 MK-95-N()用部品	三波工業(株)	
13	入出力盤 YSQ-1()用部品	三波工業(株)	
14	入出力盤 YSQ-4()~5()用部品	三波工業(株)	
15	CDS(TDS)接断盤()用部品	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
16	CIWS接断盤()用部品	ジェイ・アール・シー特機 (株)	

番号	公募件名	製造会社名	備考 (適用機器代表例等必要事項)
17	S S M接断盤 () 用部品	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
18	スイッチボード W C S B () 用部品	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
19	自動方位盤転換器 F T S () 用部品	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
20	小火器格納設備警報装置 制御箱	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
21	小火器格納設備警報装置 警報機	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
22	小火器格納設備警報装置 センススイッチ	ジェイ・アール・シー特機 (株)	
23	20mm機関砲 J M 6 1 R - M S 用部品	住友重機械工業 (株)	武器等製造法
24	20mm機関砲 J M 6 1 - () 用部品	住友重機械工業 (株)	武器等製造法
25	12.7mm重機関銃部品	住友重機械工業 (株)	武器等製造法
26	水上艦用機関銃架用部品	住友重機械工業 (株)	武器等製造法
27	62式7.62mm機関銃用部品	住友重機械工業 (株)	武器等製造法
28	5.56mm機関銃MINIMI用部品	住友重機械工業 (株)	武器等製造法
29	76mm速射砲用教練弾	ダイキン工業(株)	
30	ミサイル誘導用器材(MGU)用部品	タレス社	
31	20mm機関砲用ダミーカートリッジ	日本工機(株)	
32	情報処理サブシステム O Y X - 1 部品	富士通(株)	
33	76mm速射砲用高速揚弾薬機用部品	豊和工業(株)	

番号	公募件名	製造会社名	備考 (適用機器代表例等必要事項)
34	64式7.62mm小銃用部品	豊和工業(株)	武器等製造法
35	89式5.56mm小銃用部品	豊和工業(株)	武器等製造法
36	艦対艦ミサイル艦上装置用部品	三菱重工業(株)	
37	バルーン標的NAS-520()	三菱重工業(株)	
38	射撃指揮装置2型用部品	三菱電機(株)	
39	ミサイル射撃指揮装置2型用部品	三菱電機(株)	
40	00式射撃指揮装置(FCS-3)用部品	三菱電機(株)	
41	対空レーダーOPS50部品	三菱電機(株)	
42	多機能レーダーOPY-1部品	三菱電機(株)	
43	イルミネータアンテナ装置用部品	三菱電機(株)	
44	レーダ受信機試験装置RSG-2()用部品	三菱電機(株)	
45	RADAR STATUS MONITOR PANEL用部品	三菱電機(株)	
46	JFモジュール用部品	三菱電機(株)	
47	ミサイル評価装置()用部品	三菱電機(株)	
48	標的機多重管制装置TMCATS()用部品	三菱電機(株)	
49	9mm拳銃用部品	ミネベア(株)	武器等製造法
50	9mm機関けん銃用部品	ミネベア(株)	武器等製造法

番号	公募件名	製造会社名	備考 (適用機器代表例等必要事項)
51	化学剤検知器 S I C A S用部品	横河電子機器(株)	
52	高性能20mm機関砲 管制部用部品	レイセオン社	
53	高性能20mm機関砲 機関砲部用部品	レイセオン社	武器等製造法
54	高性能20mm機関砲 給弾装置用部品	レイセオン社	武器等製造法
55	電子計算機 AN/UYQ-70-N () 用部品	ロッキードマーチン社	
56	S S M簡易式洋上給弾装置用部品	(株)三栄精機製作所	
57	射撃訓練用標準球	(株)三和日精	
58	E/O装置用部品		
59	初速測定装置1型用部品		
60	C I W S試験器1型用部品		
61	40mm礼砲用部品		武器等製造法
62	情報表示サブシステム1型～7型用部品		
63	情報処理装置 O Y Q - (5 ~ 1 2) 用部品		
64	警備銃用部品		武器等製造法
65	高速標的機用艦上発進装置 () 用部品		
66	9mm擬製弾用部品		
67	7.62mm擬製弾用部品		

番号	公募件名	製造会社名	備考 (適用機器代表例等必要事項)
68	5. 56mm擬製弾用部品		
	以下余白		

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長 殿

所在地
会社名
代表者
印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

艦補処 公示 29 第 11 号 (29.2.6)	番 号	公募件名

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 契約実績一覧表
3 ※ 以下、必要な技術資料を表記する。
4
5

